

廃液引き渡し時の注意

施設保全課 環境安全センター担当

改訂：令和7年11月6日

1. 禁止

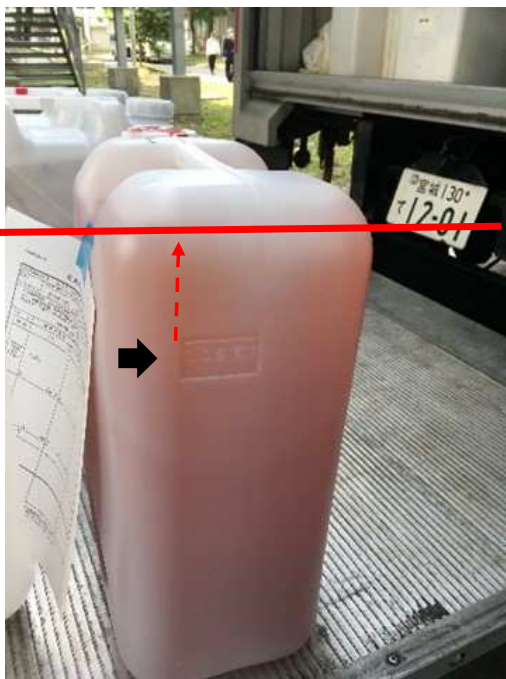
以下の廃液容器の引き渡しを禁止します。

- 容器の容量を超える廃液の充填（写真1）
- 表示札上で、廃液の化合物名・濃度等の記載が不明確（写真2）
- 破損して液漏れする容器（写真3）
- 指定されていない容器（写真4）
- ガスで膨れている容器（写真5）

写真1. 容器の容量を超える廃液の充填

- 配布容器の「ここまで」マーク（➡）の位置を超えて廃液を充填しない

❌ 悪い例



✅ 良い例

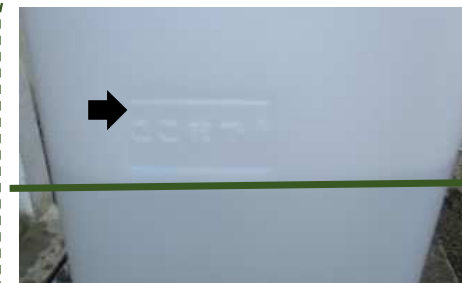
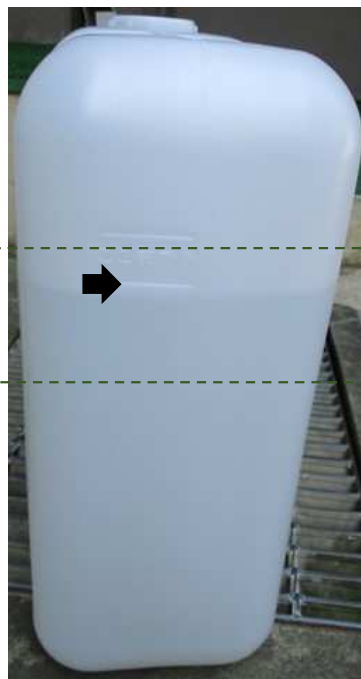
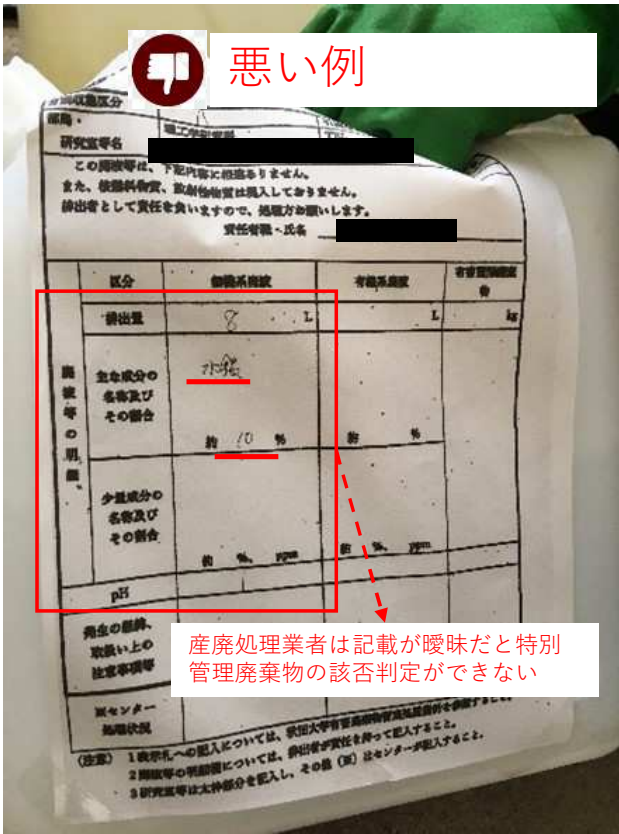


写真 2. 廃液の化合物名・濃度等の記載が不明確

- 表示札-廃液等の明細には、化合物名、濃度やpHを明確に記載する
- 区分 A：水銀系廃液の記載は特に注意



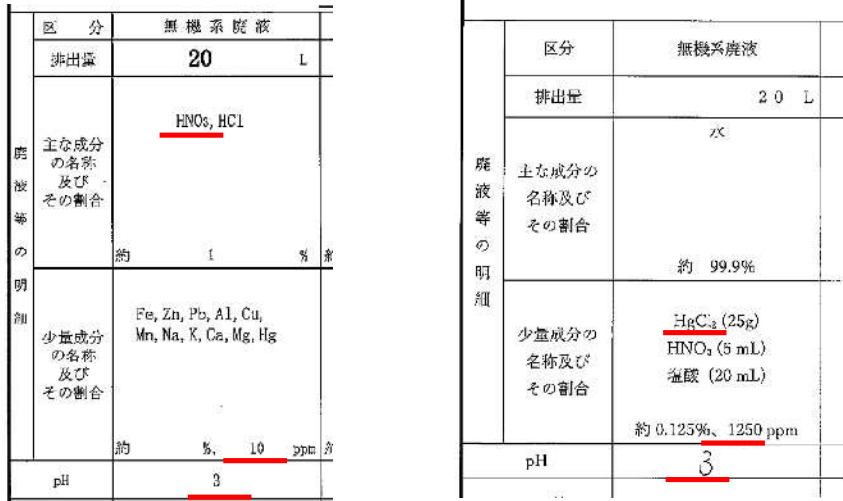
悪い例



産廃処理業者は記載が曖昧だと特別管理廃棄物の該当判定ができない



良い例



区分	無機系廃液
排出量	20 L
主な成分の名称及びその割合	HNO ₃ , HCl 約 1 %
少量成分の名称及びその割合	Fe, Zn, Pb, Al, Cu, Mn, Na, K, Ca, Mg, Hg 約 10 ppm
pH	3

区分	有機系廃液
排出量	20 L
主な成分の名称及びその割合	XX 約 99.9%
少量成分の名称及びその割合	HgCl ₂ (25g) HNO ₃ (5 mL) 塩酸 (20 mL) 約 0.125%、1250 ppm
pH	3

写真 3 .破損して液漏れする容器

 悪い例



- 容器本体や蓋が損傷して液漏れやこぼれが生じる容器に廃液を入れない。
- 損傷した廃液容器は業者に引き渡さない。

 良い例



写真4. 指定されていない容器

- 環境安全センターが配布した指定容器を使用する。
- 産廃業者は指定容器だけを回収する。



悪い例



ホルマリン容器 (5L)



ソフト樹脂容器



良い例



写真5. ガスで膨れている容器

- 化学反応中の容器は回収場所に運ばない。
- ガスで膨れている廃液容器は業者に引き渡さない。



悪い例

ガスで容器が膨らんでいる例



良い例

ガスで膨れていない時の容器の例

2. 注意

以下の事項について、周知徹底ください。

- ハロゲン系有害物質を含有する有機系廃液の「特別廃液等分別収集区分」はJ区分で取扱う（図表1）

図表 1. ハロゲン系有害物質含有の有機系廃液は J 区分

- 下表の有害物質を含む有機廃液の「特別廃液等分別収集区分」は
J 区分で取扱うこと

有害物質	燃え殻、汚泥、鉍さい、ばいじん、 これらの処理物（値を超えるもの） （溶出 mg/L）	廃酸・廃アルカリ （値を超えるもの） （溶出 mg/L）
(中略)		
トリクロロエチレン	0.3	3
テトラクロロエチレン	0.1	1
ジクロロメタン	0.2	2
四塩化炭素	0.02	0.2
1,2-ジクロロエタン	0.04	0.4
1,1-ジクロロエチレン	1	10
シス- 1,2 ジクロロエチレン	0.4	4
1,1,1-トリクロロエタン	3	30
1,1,2-トリクロロエタン	0.06	0.6
1,3-ジクロロプロペン（D-D）	0.02	0.2
1,4-ジオキサン	0.5	5
(中略)		
ベンゼン	0.1	1
(中略)		

出典：昭和四十八年総理府令第五号金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令